

參考資料 1

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年2月15日現在

| 福島県 | | 出荷制限 | 撰取制限 |
|-----|---|--|------------------------|
| 原乳 | | 1市5町2村 ^{※1} | — |
| 野菜類 | 非結球性葉菜類 (ホウセンショ・コマツナ等) | | 1市4町2村 ^{※2} |
| | 結球性葉菜類 (キャベツ等) | | |
| | アブラ科の花蕾類 (ブロッコリー・カリフラワー等) | | |
| | カブ | | — |
| | 原木シイタケ(露地栽培) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。) | 飯館村 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 川俣町 | — |
| | 伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) | | — |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 相馬市、いわき市 | — |
| | キノコ類 (野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、渡川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 | 南相馬市 いわき市 棚倉町 |
| | タケノコ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村 | — |
| 水産物 | ワサビ (畑において栽培されたものに限る。) | 伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。) | — |
| | ウド(野生のものに限る。) | 須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村 | — |
| | クサソテツ(ごみ) | 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村 | — |
| | クサソテツ(ごみ) (野生のものに限る。) | 南相馬市、会津美里町 | — |
| | コシアブラ | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、渡川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村 | — |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 西会津町、只見町 | — |
| | ゼンマイ | 二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村 | — |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 広野町、大玉村 | — |
| | ウワハミヅク(野生のものに限る。) | 須賀川市、国見町 | — |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村 | — |
| 穀類 | フキ(野生のものに限る。) | フキ町、楢葉町、天栄村 | — |
| | フキノトウ(野生のものに限る。) | 福島市、伊達市、本宮市、郡山市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村 | — |
| | ワラビ | 伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村 | — |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 福島市、二本松市、喜多方市、広野町 | — |
| | ウメ | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。) | — |
| | ユズ | 福島市、南相馬市 | — |
| | クリ | 伊達市、南相馬市 | — |
| | キウイフルーツ | 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋姫、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字桔木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。) | — |
| | 米(平成23年産) | 福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。) | — |
| | 米(平成24年産) | ※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | |
| | 米(平成25年産) | ※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | |
| | 米(平成26年産) | ※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | |
| | 米(平成27年産) | ※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | |
| | 米(平成28年産) | ※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。) | |
| 水産物 | ヤマメ(養殖を除く。) | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | 新田川 (支流を含む。) |
| | ウグイ | 秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | ウナギ | 福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | アユ(養殖を除く。) | 真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | イワナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | コイ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | フナ(養殖を除く。) | 秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。) | — |
| | 水産物12種 ^{※8} | 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた沿岸 | — |
| 肉 | 牛の肉 ^{※9} | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 | — |
| | イノシシの肉 | 全域 | 6市10町4村 ^{※10} |
| | カルガモの肉 | 全域 | |
| | キジの肉 | 全域 | — |
| | クマの肉 | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛根村 | — |
| | ノウサギの肉 | 全域 | — |
| | ヤマドリの肉 | 全域 | — |
| | ヒョウの肉 | 全域 | — |
| | ヒツジの肉 | 全域 | — |
| | ヒツネの肉 | 全域 | — |

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯舘村

*2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯舘村

*7 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指図により設定された居住制限区域及び避難指図解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付

*7 福島県東南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町

た帰還困難区域を除く区域に限る)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に限る)。

*8 イカナゴ(稚魚を除く)、ウスメバル、ウミタガ、カサゴ、キツネメバル、クロダイ、サクラマス、シロメバル、スズキ、ヌマガレイ、ムラサイ、ビノスガイ

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年2月15日現在

| 青森県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|--|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。) |
| 岩手県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 一関市、奥州市 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町 |
| | タケノコ | 一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市 |
| | コシアブラ | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町 |
| | ゼンマイ | 一関市、奥州市、住田町 |
| | セリ(野生のものに限る。) | 奥州市 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町 |
| | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 砂鉄川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 肉 | ヤマドリの肉 | 全域 |
| 宮城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷市、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 仙台市、栗原市、大崎市、村田町 |
| | タケノコ | 栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。) |
| | クサソテツ(こごみ) | 気仙沼市、栗原市 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大崎市 |
| | コシアブラ | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町 |
| | ゼンマイ | 気仙沼市、大崎市、丸森町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 気仙沼市、栗原市、大崎市 |
| 水産物 | クロダイ | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 |
| | イワナ(養殖を除く。) | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
| | アユ(養殖を除く。) | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。) |
| | ヤマメ(養殖を除く。) | 白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) |
| 肉 | ウゲイ | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。) |
| | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | クマの肉 | 全域 |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。 |
| 茨城県 | | 出荷制限 |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町 |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く) |
| | タケノコ | 茨城町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町 |
| 水産物 | アメリカナマズ(養殖を除く。) | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川 |
| | ウナギ | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。) |
| 肉 | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年2月15日現在

| 栃木県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------------|---|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | 原木クリタケ(露地栽培) | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町 |
| | 原木ナメコ(露地栽培) | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町 |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町 |
| | タケノコ | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 |
| | クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| | コシアブラ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 |
| | サンショウ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市 |
| | ゼンマイ(野生のものに限る。) | 鹿沼市、日光市、那須町 |
| | タラノメ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町 |
| | ワラビ(野生のものに限る。) | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市 |
| | クリ | 大田原市、那須塩原市、那須町 |
| 肉 | 牛の肉* | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。 |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |

| 群馬県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村 |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。) |
| 肉 | ヤマメ(養殖を除く。) | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) |
| | イノシシの肉 | 全域 |
| | ケマの肉 | 全域 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |

| 埼玉県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町 |

| 千葉県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|--|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培) | 流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。) |
| | 原木シイタケ(施設栽培) | 君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
| | ギンブナ | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。) |
| | コイ | 手賀沼 |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| | イノシシの肉 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。 |
| | シカの肉 | 全域 |
| | ヤマドリの肉 | 全域 |
| | カマの肉 | 全域 |
| | ウナギ | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。) |
| | クマの肉 | 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。) |
| | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村 |
| | コシアブラ | 長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村 |

| 静岡県 | | 出荷制限 |
|-----|-----------------|-----------------------|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。) | 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町 |

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

參考資料 2

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成29年2月15日現在

| 福島県 | | 出荷制限 |
|----------------------------|--|--|
| クサソツツ(こごみ) | | H28.3.9～: 福島市、桑折町 H28.3.1～: 福島市、伊達市、須賀川、三春町 H28.3.2～: 川俣町 H28.3.3～: 須村町、古殿町 H28.3.10～: 本郷市、大玉村 H28.3.14～: 鶴岡市 H28.3.18～: 鶴岡市、須賀川市 H28.3.22～: 鶴岡市 H28.3.24～: 会津美里町 H27.4.9～: 須賀川市 |
| クサソツツ(こごみ) (野生のものに限る。) | | H28.3.2～: 福島市、二本松市 H28.3.7～: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、猪苗町、東町 H24.3.10～: 伊達市、須賀川、矢板町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鏡川町 H24.3.14～: 喜多方市、いわき市、川棚町、石川町、天栄村 H24.3.17～: 鶴岡市、猪苗町 H28.3.14～: 鶴岡市、北郷町 H28.3.14～: 鶴岡市 H28.3.14～: 須賀川市、南相馬市、古殿町、南会津町、新潟町、東映村 H28.3.20～: 三島町、川内村 H28.3.22～: 鶴岡町、庄原町 H28.3.24～: 本郷市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.24～: 三春町 H28.3.24～: 会津若松市、鏡石町 H28.3.24～: 金山町 H28.3.24～: 鶴岡村 H28.4.2～: 須賀川市 H28.3.6～: 貝塚町 H28.3.9～: いわき市、二本松市 H24.3.5～: 須賀川市 H24.3.24～: 川俣町 H28.3.1～: 須賀川市 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| コシアブラ (野生のものに限る。) | | H28.3.14～: 庄原町、大玉村 H28.3.24～: 喜多方市、須賀川市 H28.3.24～: いわき市、二本松市 H24.3.5～: 須賀川市 H24.3.24～: 川俣町 H28.3.1～: 須賀川市 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| ゼンマイ (野生のものに限る。) | | H28.3.14～: 庄原町、大玉村 H28.3.24～: 喜多方市、須賀川市 H28.3.24～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.24～: 須賀川市 H28.3.24～: 福島市 H28.3.24～: 三島町、川内村 H28.3.24～: 鶴岡町、庄原町 H28.3.24～: 本郷市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.24～: 三春町 H28.3.24～: 会津若松市、鏡石町 H28.3.24～: 金山町 H28.3.24～: 鶴岡村 H28.4.2～: 須賀川市 H28.3.6～: 貝塚町 H28.3.9～: いわき市、二本松市 H24.3.5～: 須賀川市 H24.3.24～: 川俣町 H28.3.1～: 須賀川市 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| ゼンマイ (野生のものに限る。) | | H28.3.14～: 庄原町、大玉村 H28.3.24～: 喜多方市、須賀川市 H28.3.24～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.24～: 須賀川市 H28.3.24～: 福島市 H28.3.24～: 三島町、川内村 H28.3.24～: 鶴岡町、庄原町 H28.3.24～: 本郷市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H28.3.24～: 三春町 H28.3.24～: 会津若松市、鏡石町 H28.3.24～: 金山町 H28.3.24～: 鶴岡村 H28.4.2～: 須賀川市 H28.3.6～: 貝塚町 H28.3.9～: いわき市、二本松市 H24.3.5～: 須賀川市 H24.3.24～: 川俣町 H28.3.1～: 須賀川市 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| 野 菜 類 (野生のものに限る。) | | H28.3.1～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、白河市、猪崎町、新地町 H24.3.10～: 大玉村、西郷村 H24.3.14～: 川俣町 H28.3.1～: 須賀川市 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| フキ (野生のものに限る。) | | H28.3.1～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、猪崎町 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| フキノトウ (野生のものに限る。) | | H28.3.1～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、猪崎町 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| ワラビ (野生のものに限る。) | | H28.3.1～: いわき市、相馬市、伊達市、福島市 H28.3.2～: 福島市 H28.3.7～: 福島市、猪崎町 H28.3.14～: 鶴岡市、道場村 H28.3.16～: 喜多方市 H28.3.20～: 川内村 H28.3.20～: 鶴岡市 H28.3.20～: 三春町 H27.3.1～: 鶴岡市 |
| ワラビ(野生のものに限る。) | | H28.3.1～: いわき市、伊達市 H28.3.2～: 福島市 H23.6.2～H28.10.21解除: 福島市、伊達市、桑折町 H23.6.2～H28.10.21解除: 福島市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字勤務、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場字勤務所、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域に限る。) |
| ウメ | | H23.6.6～H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字勤務、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場字勤務所、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.6.6～H28.10.21解除: 南相馬市 H23.6.6～H28.10.21解除: 猪崎町 H23.6.6～H28.10.21解除: 鶴岡市 H23.6.6～H28.10.21解除: 須賀川市 H23.6.6～H28.10.21解除: 道場村 H23.6.6～H28.10.21解除: 喜多方市 H23.6.6～H28.10.21解除: 川内村 H23.6.6～H28.10.21解除: 鶴岡村 H23.6.6～H28.10.21解除: 三春町 H23.6.6～H28.10.21解除: 伊達市 H23.6.6～H28.10.21解除: 福島市 |
| ユズ | | H28.3.20～: 福島市、南相馬市 H24.1.10～: いわき市、福島市 H23.3.20～H28.1.17解除: 須賀川市 H23.10.14～H28.2.25解除: 鶴岡市 H23.10.14～H28.2.25解除: 伊達市 H23.10.14～H28.2.25解除: 福島市 |
| クリ | | H23.3.20～: 伊達市、南相馬市 H23.3.25～H27.12.3解除: 二本松市 H24.10.1～H28.11.17解除: いわき市 H23.10.29～H28.1.25解除: 猪崎町 H23.10.29～H28.1.25解除: 鶴岡市 |
| キウイフルーツ | | H23.3.20～: 福島市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字勤務、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場字勤務所、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域に限る。) H23.12.9～H25.12.25解除: 南相馬市(福島第一原水力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字勤務、原町区高倉字牧屋、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林山、原町区高倉字横川、原町区馬場字勤務所、原町区片吉字行舟及び原町区大原字和田城の区域を除く。) |
| 小豆 | | H25.1.4～H26.3.13～: 部駅跡 ～H27.10.23解除: 福島市(旧笠生町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15～H25.11.7～: 部駅跡 ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.1.22～H26.3.13～: 部駅跡 ～H27.10.23解除: 穀賀川市(旧長沼町の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.13～: 部駅跡 ～H26.10.7解除: 郡山市(旧高野町の区域に限る。) ～H27.10.23解除: 二本松市(旧小浜町及び旧沢川町の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) H25.1.4～H26.3.9～: 部駅跡 ～H26.10.7解除: 桑折町(旧連崎町の区域に限る。) H25.2.18～H26.7.10～: 部駅跡 ～H27.10.23解除: 福島市(旧立子山村の区域に限る。) H25.3.5～H26.7.10～: 部駅跡 ～H27.10.23解除: 福島市(旧佐倉村及び旧保木村の区域に限る。) H25.3.2～H26.3.25～: 部駅跡 ～H27.10.23解除: 福島市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。) H25.12.18～H27.5.22～: 部駅跡 ～H27.10.23解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.12.17～H27.5.23～: 部駅跡 ～H26.3.25解除: 本宮市(旧白岩村に限る。) H26.12.17～H27.5.25～: 大玉村(旧大山町に限る。) |
| 大豆 | | H28.1.17～: 福島市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 須賀川市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 鶴岡市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 道場村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 喜多方市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 川内村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 鶴岡村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 三春町(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 福島市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) |
| 穀 類 (平成23年度) | | H28.1.17～: 福島市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 須賀川市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 鶴岡市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 道場村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 喜多方市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 川内村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 鶴岡村(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 三春町(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 伊達市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) H28.1.17～: 福島市(福島第一原水力発電所の区域に限る。) |

※[]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成29年2月15日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成29年2月15日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成29年2月15日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

| 静岡県 | | 出荷制限 |
|-----------------|-----------------|--|
| 水産物 | ヤマメ(稚稚を除く。) | H24.8.10～H25.1.23解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、奥多摩川との合流点から下流の部分に限り。) H24.10.1～H25.3.26解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.6.20～H25.12.17解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.8.30～H25.7.23解禁：相模川内の奥多摩川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H24.5.7～H24.5.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。) H24.5.20～H24.5.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。) |
| 肉 | ウグイ(稚稚を除く。) | H24.5.20～H24.5.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、芦井川及びその支流を除く。) |
| 牛の肉 | 牛の肉 | H23.8.2～H23.8.25～解禁：金枪(魚の定める比倒)；将進方式に基づき管理される牛の肉を除く。) |
| イノシシの肉 | イノシシの肉 | H25.12.2～H25.12.5～解禁：金枪(魚の定める比倒)；将進方式に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| シカの肉 | シカの肉 | H25.12.2～H25.12.5～解禁： |
| その他 | 茶 | H23.8.2～H24.6.1解禁：相模木 H23.8.2～H25.3.26解禁：大田原市 H23.8.2～H25.5.31解禁：御宿市 |
| 群馬県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | ホウレンソウ | H23.3.21～4.48解禁：全域 |
| 農産物 | カキナ | H23.3.21～4.48解禁：全域 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | | H24.10.9～：猪苗代町、高崎市、高崎衝町、高崎村 H24.10.10～：高山村 H24.10.10～：安中市 H24.10.13～：伊勢崎市 H24.11.13～：みなかみ町 |
| 水産物 | ヤマメ(稚稚を除く。) | H24.4.27～H24.4.19解禁：利根川(支流を含む。)及川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解禁：小川(支流を含む。)及び純ノ木川(支流を含む。) |
| イノシシの肉 | イノシシの肉 | H24.4.9～：利根川(うち利根島側から東京電力株式会社佐久発電所至利根川海水施設までの区間)(支流を含む。) (24.6.8～24.11.19解禁：利根川(うち利根島側から東京電力株式会社佐久発電所至利根川海水施設までの区間)(支流を含む。)) |
| 肉 | シカの肉 | H24.5.10～：金枪 |
| ヤマドリの肉 | ヤマドリの肉 | H25.1.29～：金枪 |
| その他 | 茶 | H23.8.30～H24.3.28解禁：猪苗代町 H23.8.30～H25.6.28解禁：利根川 |
| 埼玉県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.18～：饭能町、青梅町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.5～：越生町 |
| 千葉県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | ホウレンソウ | H23.4.4～4.22解禁：旭市、取手市、多古町 |
| タケノコ | シメジ、キンサンバイ、サンチュ | H23.4.4～4.22解禁：旭市 |
| セルリー | | H23.4.4～4.22解禁：旭市 |
| 農産物 | | H24.4.5～H25.10.23解禁：市原市、木更津市 (24.4.5～H23.1.14解禁：市原町) (24.4.5～H23.2.1解禁：佐野子町) (24.4.11～H23.1.22解禁：市原市、白井市) H24.4.11～H25.10.23解禁：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解禁：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解禁：三山町 |
| 水産物 | タケノコ | H23.10.11～：佐野子町 H23.10.14～H23.10.14～：御宿町、猪之泽町(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理されるタケノコイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) |
| 水産物 | 原木シタケ(露地栽培) | H23.11.8～：猪之泽町 H23.12.22～H23.10.14～：御宿町、猪之泽町 H24.4.23～H23.12.5～：御宿町、猪之泽町(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) |
| 水産物 | ギンブナ | H24.4.10～：白井市 H24.4.10～：八千代市 |
| 水産物 | コイ | H24.8.16～H25.3.19～：御宿町、猪之泽町(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14～：御宿町、猪之泽町(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.16～H25.2.15～：御宿町、猪之泽町(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) |
| 水産物 | ウナギ | H24.11.14～H25.3.19～：御宿町、猪之泽町(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H25.10.14～：御宿町、猪之泽町(ただし、魚の定める管轄計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) |
| 肉 | イノシシの肉 | H24.11.8～H25.3.18～：御宿町(魚の定める比倒)；将進方式に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) |
| その他 | 茶 | H23.8.2～5.7解禁：大網白里町 H23.8.2～H24.5.21解禁：猪之泽町 H23.8.2～H24.5.25解禁：野田市、富士市、山武市 H23.8.2～H25.5.13解禁：成田市 |
| 神奈川県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | 茶 | H23.8.2～5.29解禁：南足柄市 H23.8.2～5.29解禁：松田町、山北町 H23.8.2～5.14解禁：愛川町、清川町 H23.8.23～10.26解禁：相模原市 H23.8.27～10.26解禁：中井町 H23.8.2～11.10解禁：小田原市 H23.8.2～H24.10.19解禁：鶴見町 |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5～：金城(佐渡市及び島崎漁港を除く。) |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.29～：富士吉田市、笛置町口頭町、鳴鹤村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.4.29～：豊野沢町、御代田町 H24.10.1～：小瀬町、南砺市(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小瀬町、南砺市(マツタケに限り。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：飯山市(マツタケに限り。) H25.10.1～：小瀬町(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.6～：金城(佐渡市及び島崎漁港を除く。) |
| 新潟県 | | 出荷制限 |
| 肉 | クマの肉 | H24.11.5～：金城(佐渡市及び島崎漁港を除く。) |
| 山形県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.10.29～：富士吉田市、笛置町口頭町、鳴鹤村 |
| 長野県 | | 出荷制限 |
| 水産物 | コシアブラ | H24.4.29～：豊野沢町、御代田町 H24.10.1～：小瀬町、南砺市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) H25.10.1～：飯山市(マツタケを除く。) |
| 静岡県 | | 出荷制限 |
| 農産物 | キノコ類(野生のものに限る。) | H24.11.6～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士市 H26.10.7～：御殿場市 |

※□の箇所は、出荷制限の対象

参考資料3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年2月15日現在

| 福島県 | 摂取制限 |
|---|---|
| H23.3.23～下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等) | H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 |
| | H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| 南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） | |
| H23.3.23～下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 |
| 野菜 結球性葉菜類(キャベツ等) | H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） |
| H23.3.23～下記の地域以外 | |
| | H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 |
| | H23.3.23～5.4解除：いわき市 |
| アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等) | H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 |
| | H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 |
| | H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 |
| | H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） |
| | H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） |
| | H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。） |
| 原木シイタケ(露地) | H23.4.13～：飯館村 |
| キノコ類(野生のものに限る。) | H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る) H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市 |
| 水産物 ヤマメ(養殖を除く。) | H24.3.29～：新田川(支流を含む。) |
| 肉 イノシシの肉 | H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、波江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 |

* [] の箇所は摂取制限の対象